

継続

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 1 2 号
平 成 3 1 年 3 月 1 9 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

港湾運営会社からの暴力団等排除の推進について

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）に基づく港湾の種類の見直しに関する規定が平成23年4月1日に施行され、我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、これまで特定重要港湾として区分されていた23港を、国際戦略港湾（5港）と国際拠点港湾（18港）に区分する見直しが行われ、これら23港に適用される港湾運営会社制度が創設された（平成23年12月15日施行）。

本制度は、国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者が港湾運営を一元的に担う株式会社を指定し、港湾運営の民営化を図るものである。港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）において暴力団等排除に関する特別な規定を整備していないが、港湾運営会社の指定要件が規定されている法第43条の11第1項第2号又は第6項第2号に基づき、国土交通省において別添1「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する方針について」等を定め、警察庁と国土交通省との間において、下記のとおり合意し、同日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察においては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達に併行して、国土交通省港湾局港湾経済課長から、「港湾運営会社の指定等について」（平成23年12月15日付け国港経第110号）が発出されており、その別紙2「港湾運営会社からの暴力団等排除について」を参考とされたい。

記

1 国土交通省との合意事項

別添2「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）のとおり。

2 港湾運営会社の指定要件

申請者又はその役員が暴力団等に該当する場合は、港湾法第43条の11第1項第2号又は第6項第2号の要件を満たさないため、港湾運営会社の指定を行わないものとする。

3 暴力団排除条項

港湾運営会社又はその役員が次の各号のいずれかに該当しないこと。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 港湾運営会社制度の対象港湾

- (1) 国際戦略港湾（5港）
東京港、川崎港、横浜港、大阪港、神戸港

(2) 国際拠点港湾(18港)

室蘭港、苫小牧港、仙台塩釜港、千葉港、新潟港、伏木富山港、清水港、名古屋港、四日市港、堺泉北港、姫路港、和歌山下津港、水島港、広島港、徳山下松港、下関港、北九州港、博多港

5 都道府県警察における意見聴取・意見陳述の対応

(1) 意見聴取

国際拠点港湾の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）は、港湾運営会社（法第43条の11第12項に規定する港湾運営会社。以下同じ。）の指定を行う前に、港湾管理者が当該地方公共団体の区域を管轄する都道府県警察本部（以下「警察本部」という。）に対し、原則として、全ての申請者の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取を行う。

また、港湾運営会社の指定後、法第43条の13第1項に基づく運営計画の変更認可の申請又は同条第5項に基づく役員の変更届出時において意見聴取をするとき、あるいは港湾運営会社が暴力団排除条項に該当する疑いがあり、法第43条の19第1項第1号に基づき指定を取り消そうとするときは、港湾管理者は、警察本部に対し、当該港湾運営会社の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取する。

(2) 意見陳述

意見聴取を受けた警察本部は、暴力団排除条項該当性の有無について、当該港湾管理者に回答する。

警察本部は、港湾管理者の意見聴取に対する回答のほか、港湾運営会社に暴力団排除条項に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、港湾管理者が適当な措置をとることが必要であると認めたときは、港湾管理者に対しその旨の意見を述べる。

6 誓約書の提出

港湾管理者は、申請時に申請者から「暴力団排除条項に該当しないことを誓約する書面」の提出を受ける。

7 暴力団排除条項に該当する事由があると判明した場合

警察本部が、「暴力団排除条項に該当する」旨の回答をした場合、当該申請者が是正措置を講じなければ、港湾管理者は当該申請者を港湾運営会社に指定しないものとする。

8 具体的な運用要領

(1) 申請者を指定する前の意見聴取等

① 警察本部に対する意見聴取

港湾管理者が行う暴力団排除条項該当性の意見聴取は、当該港湾管理者の港湾運営会社の指定を担当する課長（以下「指定担当課長」という。）が、当該地方公共団体の区域を管轄する警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）宛に行う。

② 意見聴取の対象

意見聴取の対象となる者は、全ての申請者（港湾管理者において、明らかに暴力団排除条項に該当する又は該当しないと判断できる場合を除く。）とし、それぞれの者について、別紙1の「意見聴取の対象」欄に示す者を意見聴取の対象とする。

③ 意見聴取に必要な事項及びその確認

意見聴取に必要な事項は、別紙1の「意見聴取に必要な事項」欄に示すとおりとし、申請時に別紙2の様式に準じた書面及び意見聴取対象者の氏名等を電磁的に記録した電磁的記録媒体等を、申請者から提出を受けるとともに、併せて別紙1の「確認のための書面」の提出を受け、意見聴取に必要な事項の確認を行う。

なお、別紙2に示す様式については、様式例であるので、意見聴取に必要な事項が記載できるものであれば、特にその様式を問うものではない。

また、意見聴取に必要な事項を提出させるに当たっては、取得した個人情報暴力団排除条項等の欠格事由の審査のため、必要な範囲内において利用し又は提供する旨を明確にしておく。

④ 意見聴取の時期及び方法

意見聴取は、申請後速やかに、別紙3の記載例に準じた様式の書面及び電磁的

記録媒体により行う。

⑤ 警察本部からの回答

港湾管理者から意見聴取を受けた警察本部は、必要な調査を実施し、暴力団排除条項該当性の有無について、特別な事情のない限り、30日以内に別紙4及び別紙5の記載例に準じた様式の書面により当該港湾管理者に回答する。

なお、港湾管理者は、前記回答に要する期間に留意の上、港湾運営会社の指定の時期を設定する。

(2) 暴力団排除条項に該当しないことを誓約する書面

港湾管理者は、申請時に申請者から「暴力団排除条項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）」の提出を受ける。

なお、誓約書については、暴力団排除条項に関する事項だけを誓約させるものであっても必要はなく、他に誓約させるべき事項があれば、それらの事項と併せて誓約させてもよい。

例えば、暴力団排除条項を含む欠格事由に該当しないことを誓約させる場合などがある。

(3) 港湾運営会社を指定した後の意見聴取等

港湾運営会社の指定後、法第43条の13第1項に基づく運営計画の変更認可の申請又は同条第5項に基づく役員の変更届出時において意見聴取するとき、あるいは港湾運営会社が暴力団排除条項に該当する疑いがあり、法第43条の19第1項第1号に基づき指定を取り消そうとするときは、8(1)に準じ意見聴取を行うものとする。

(4) 港湾管理者に適切な措置をとることが必要と認めたときの意見陳述

警察本部は、港湾運営会社の指定後において、港湾運営会社に暴力団排除条項に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、港湾管理者が適切な措置をとることが必要であると認めたときは、別紙6の記載例に準じた様式の書面により当該港湾管理者に対し、その旨の意見を述べる。

(5) 警察本部からの回答等に対する港湾管理者の措置

警察本部から、申請者又は港湾運営会社が暴力団排除条項に該当する旨の回答又は前記の意見陳述があった場合にあって、申請者又は港湾運営会社が是正措置を講じなければ、港湾管理者は当該申請者を港湾運営会社に指定しない又は指定を取り消すなどの措置を講じる。

(6) 電磁的記録媒体の作成要領

意見聴取に必要な電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（フロッピーディスク等）に次の要領で記録する。

① 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。

② 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。

③ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。

④ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。

⑤ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別の間を半角の「カンマ(,)」で区切る。

⑥ 記録例

昭和38年7月14日生まれの港湾太郎（男性）について意見聴取する場合は、

【 コウリョウ太郎, 港湾口太郎, S, 38, 07, 14, M 】

と記録する。

9 港湾管理者との緊密な連携

警察本部は、港湾管理者との緊密な連携により、港湾運営会社からの暴力団等排除の徹底を図る。

10 情報管理の徹底

警察本部及び港湾管理者は、本合意書に基づく意見聴取及び意見陳述（排除要請）その他両者間で行われる情報交換に係る情報について、合意書に定める目的以外に利用しないものとし、外部への漏洩の防止その他の情報管理の徹底に努めるものとする。

11 その他

暴力団排除条項の運用については、原則として本運用要領によるものとするが、個々の状況により、本運用要領により難しいときは、関係機関と協議の上、その状況に応じた適切な運用を図るものとする。

本件担当者
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課
暴排担当 池園警視 800-4555 前川警部 800-4562

【継続措置状況】

初回発出日：平成23年12月15日

（有効期間：平成31年3月31日）

別紙1

意見聴取に必要な事項及び確認のための書面一覧表

	意見聴取の対象	意見聴取に必要な事項	確認のための書面
申請者	① 申請者	・ 商号又は名称、代表者氏名 ・ 本店の所在地	・ 登記事項証明書 ^(※1)
	② ①の役員	・ 氏名、生年月日、性別、住所、役職名	・ 住民票の写し等 ^(※2) ・ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面（戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本）

※1 「登記事項証明書」とは、履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

※2 「住民票の写し等」とは、住民票の写し、対象が外国人の場合で外国人登録をしている場合の登録原票記載事項証明書の写し又はこれに代わる書面（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）

平成 年 月 日

国際拠点港湾の港湾管理者 あて

(郵便番号)

申請者 住 所

電話番号 () ー

商 号
又は名称

代表者氏名

㊟

申請者等確認書

この書面の記載事項は、事実と相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、港湾運営会社からの暴力団等排除に関する欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面とともに第4面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

1 申請者

フリガナ	本店の所在地
商号又は名称	代表者の氏名

2 役員

フリガナ	生年月日 (性別)	住所
氏名	役職名又は名称	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付して下さい。

3 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提出書類一覧表		チェック
1 住民票の写し（外国人の場合は登録原票記載事項証明書の写し）（※1）		
申請者の役員		
2 登記事項証明書（※2）		
申請者		
3 戸籍抄本（※3）		
申請者の役員		
4 未成年者登記簿の謄本（※4）		
申請者の役員		
5 誓約書		
申請者		

- ※1 登録原票記載事項証明書の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、住民票の写し及び登録原票記載事項証明書の写しはいずれも発行後3ヶ月以内のものを提出して下さい。
- ※2 登記事項証明書は、発行後3ヶ月以内のものを提出して下さい。
- ※3 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみなされている場合（民法第753条）に提出して下さい。
- ※4 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合を除く。）に提出して下さい。

暴力団対策主管課長 あて

指定担当課長 印

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見聴取について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、下記のとおり意見を聴取します。

記

1. 意見聴取の対象とする申請者の名称

- (1) 株式会社〇〇〇
- (2) △△△株式会社
- (3) 株式会社□□□

(注) 当該申請者に係る照会対象者の氏名等については、別紙のとおり。

2. 意見を聴取する事項

合意書2(2)に該当する事由の有無

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- ③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

別紙3 (続紙)

(フリガナ) 商号又は名称			代表者氏名	
本店の所在地				
(フリガナ) 役員等の氏名	役 職	生 年 月 日	住 所	

※ 記載しきれないときは、適宜用紙を追加して記載して下さい。

指定担当課長 あて

暴力団対策主管課長

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」(以下「合意書」という。)に基づき、平成 年 月 日付け 第 号により意見を求められた件について、下記のとおり回答します。

記

1. 意見の対象とする申請者の名称
 - (1) 株式会社○○○
(該当する事由) 合意書 2(2) に該当
 - (2) △△△株式会社
(該当する事由) 合意書 2(2) に該当
 - (3) 株式会社□□□
該当なし

指定担当課長 あて

暴力団対策主管課長

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」(以下「合意書」という。)に基づき、平成 年 月 日付け 第 号により意見を求められた件について、下記のとおり回答します。

なお、申請者(株式会社□□□)については調査の上、後日、回答します。

記

1. 意見の対象とする申請者の名称

(1) 株式会社○○○
(該当する事由) 合意書2(2) に該当

(2) △△△株式会社
該当なし

指定担当課長 あて

暴力団対策主管課長

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、下記の港湾運営会社について、合意書2（2）に該当する事由が判明したので通知する。

記

1. 意見の対象とする港湾運営会社
名称 株式会社〇〇〇
住所 △△△
2. 合意書2（2）に該当する事由の有無に係る意見
（該当する事由）合意書2（2） に該当

港湾運営会社からの暴力団等排除に関する方針について

港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 4 3 条の 1 1 第 1 2 項に規定する港湾運営会社（同法附則第 2 6 項（同法附則第 3 1 項の規定により適用される場合を含む。）の規定により港湾運営会社とみなされる同法附則第 2 0 項に規定する特例港湾運営会社を含む。以下「会社」という。）の指定に際し、会社からの暴力団等排除に係る運用方針を以下のとおり定める。

記

1. 暴力団排除条項

申請者又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会社の指定はしないものとする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- ③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2. その他

会社の指定後であっても、会社の役員が 1 の各号に該当する事実が判明した場合は、会社の公共性の確保が困難となるおそれがある等のため、港湾法第 4 3 条の 1 9 第 1 項第 1 号に該当するものとして指定を取り消すことができる。

港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書

警察庁丁暴発第258号
国港経第109号
平成23年12月15日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
露木 康 浩

国土交通省港湾局港湾経済課長
永松 健 次

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）に基づく港湾運営会社制度に係る規定が本年12月15日より施行されることを踏まえ、港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の11第12項に規定する港湾運営会社（同法附則第26項（同法附則第31項の規定により適用される場合を含む。）の規定により港湾運営会社とみなされる同法附則第20項に規定する特例港湾運営会社を含む。以下同じ。）から暴力団等の排除を徹底するため、警察庁及び国土交通省は、下記の通り合意する。

記

1 港湾運営会社の指定要件

申請者又はその役員が暴力団等に該当する場合は、港湾法第43条の11第1項第2号又は第6項第2号の要件を満たさないため、港湾運営会社の指定を行わないものとする。

2 港湾運営会社からの暴力団等の排除のための意見聴取

(1) 意見聴取の対象

国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者（以下「指定権者」という。）は、港湾運営会社の指定に係る申請、港湾法第43条の13第1項に基づく運営計画の変更認可の申請又は同条第5項に基づく役員の変更における指定要件の適合状況について、警察庁又は都道府県警察本部（以下「警察庁等」という。）に意見聴取を行うものとする。

また、港湾運営会社について、指定要件の適合状況に疑いが生じたときも同様とする。

(2) 意見聴取を行う事項

意見聴取を行う事項は、下記に該当する事由の有無とする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過し

- ない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
 - ③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - ④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
 - ⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 意見聴取及び意見陳述の具体的方法

(1) 窓口等

- ① 意見聴取窓口
指定権者の港湾運営会社の指定を担当する課（以下「指定担当課」という。）
- ② 意見陳述窓口
国土交通大臣に対しては警察庁の暴力団対策を主管する課、国際拠点港湾の港湾管理者に対しては各都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）

(2) 意見聴取・意見陳述（排除要請）の手續

- ① 意見聴取の方法
指定担当課の長（以下「指定担当課長」という。）から暴力団対策主管課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への意見聴取は、様式第1号により行うものとする。
指定担当課長は、警察に対して意見聴取するときは、様式第2号の「意見聴取に必要な事項」欄の事項を、様式第3号の様式に準じた書面及び電磁的記録媒体を用いる。この場合の電磁的記録媒体への入力要領は、別に定める。
また、指定権者は、申請時に申請者から「暴力団排除条項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約する書面」の提出を受ける。
- ② 意見陳述（排除要請）
暴力団主管課長から指定担当課長への意見陳述（排除要請）は下記のとおり行うものとする。
ア 意見聴取に対して意見陳述する場合
指定担当課長から意見聴取を受けた暴力団対策主管課長は、当該指定担当課長に対し、特別な事情がある場合を除き、意見聴取を受けた日から30日以内に、様式第4号により意見陳述を行うものとする。
なお、意見聴取の対象である申請者が複数ある場合において、そのうち一部の申請者に上記2(2)に該当するおそれがあり、期日までに回答できないときは、様式第5号により回答し、該当するおそれがある申請者については、後日、様式第4号により回答するものとする。
イ 警察が自ら意見陳述（排除要請）を行う場合
暴力団対策主管課長は、上記②アによる意見陳述のほか、港湾運営会社のう

ち上記２（２）に該当する事由があることが判明した場合には、様式第６号により指定担当課長に対し、通知することができるものとする。

③ 指定申請者（港湾運営会社）への通知

暴力団対策主管課長から上記２（２）に該当する事由があるとの意見陳述（排除要請）が行われた場合にあつて、指定申請者（港湾運営会社）が是正措置を講じなければ、指定担当課長は、指定をしない旨の通知（指定を取り消した旨の通知）を行うものとする。

4 連携の強化

暴力団対策主管課長と指定担当課長は、港湾運営会社から暴力団等を排除するため、意見聴取及び意見陳述（排除要請）に関して必要な相談等を行うなど相互の連携を図るものとする。

5 情報管理の徹底

暴力団対策主管課長と指定担当課長は、本合意書に基づく意見聴取及び意見陳述（排除要請）その他両者間で行われる情報交換に係る情報について、合意書に定める目的以外に利用しないものとし、外部への漏洩の防止その他の情報管理の徹底に努めるものとする。

6 その他

本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

暴力団対策主管課長 あて

指定担当課長 印

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見聴取について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、下記のとおり意見を聴取します。

記

1. 意見聴取の対象とする申請者の名称

- (1) 株式会社○○○
- (2) △△△株式会社
- (3) 株式会社□□□

(注) 当該申請者に係る照会対象者の氏名等については、別紙のとおり。

2. 意見を聴取する事項

合意書2(2)に該当する事由の有無

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- ③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

様式第2号

意見聴取に必要な事項及び確認のための書面一覧表

	意見聴取の対象	意見聴取に必要な事項	確認のための書面
申請者	① 申請者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商号又は名称、代表者氏名 ・ 本店の所在地 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書^(※1)
	② ①の役員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、生年月日、性別、住所、役職名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し等^(※2) ・ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面（戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本）

※1 「登記事項証明書」とは、履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

※2 「住民票の写し等」とは、住民票の写し、対象が外国人の場合で外国人登録をしている場合の登録原票記載事項証明書の写し又はこれに代わる書面（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）

平成 年 月 日

指定権者 あて

申請者 住 所 (郵便番号)

電話番号 () ー

商 号
又は名称

代表者氏名

㊟

申請者等確認書

この書面の記載事項は、事実と相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、港湾運営会社からの暴力団等排除に関する欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面とともに第4面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

1 申請者

フリガナ	本店の所在地
商号又は名称	代表者の氏名

2 役員

フリガナ	生年月日 (性別)	住所
氏名	役職名又は名称	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付して下さい。

3 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提出書類一覧表	チェック
1 住民票の写し（外国人の場合は登録原票記載事項証明書の写し）（※1）	
申請者の役員	
2 登記事項証明書（※2）	
申請者	
3 戸籍抄本（※3）	
申請者の役員	
4 未成年者登記簿の謄本（※4）	
申請者の役員	
5 誓約書	
申請者	

※1 登録原票記載事項証明書の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、住民票の写し及び登録原票記載事項証明書の写しはいずれも発行後3ヶ月以内のものを提出して下さい。

※2 登記事項証明書は、発行後3ヶ月以内のものを提出して下さい。

※3 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみなされている場合（民法第753条）に提出して下さい。

※4 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合を除く。）に提出して下さい。

指定担当課長 あて

暴力団対策主管課長

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、平成 年 月 日付け 第 号により意見を求められた件について、下記のとおり回答します。

記

1. 意見の対象とする申請者の名称

- (1) 株式会社○○○
(該当する事由) 合意書2(2) に該当
- (2) △△△株式会社
(該当する事由) 合意書2(2) に該当
- (3) 株式会社□□□
該当なし

指定担当課長 あて

暴力団対策主管課長

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、平成 年 月 日付け 第 号により意見を求められた件について、下記のとおり回答します。

なお、申請者（株式会社□□□）については調査の上、後日、回答します。

記

1. 意見の対象とする申請者の名称

(1) 株式会社○○○

(該当する事由) 合意書2(2) に該当

(2) △△△株式会社

該当なし

指定担当課長 あて

暴力団対策主管課長

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、下記の港湾運営会社について、合意書2(2)に該当する事由が判明したので通知する。

記

1. 意見の対象とする港湾運営会社
名称 株式会社〇〇〇
住所 △△△
2. 合意書2(2)に該当する事由の有無に係る意見
(該当する事由) 合意書2(2) に該当

港湾運営会社からの暴力団等排除について

我が国の港湾の国際競争力の強化等を図る観点から、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）が平成23年3月31日に公布され、港湾運営会社制度に係る部分については平成23年12月15日に施行されたところである。

港湾運営会社から暴力団等を排除するため、港湾運営会社の指定に際し、港湾運営会社からの暴力団等排除に係る運用方針として別添1のとおり定め、別添2のとおり警察庁と合意し、別添3（P）のとおり同庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長から各都道府県警察本部長等あて発出されており、これらを踏まえ下記のとおり国際拠点港湾における港湾運営会社の指定等にあたっての事務処理の詳細について定めたので、通知する。

記

1 暴力団排除条項について

港湾運営会社又はその役員が次の各号のいずれかに該当しないこと。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- ③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 運用の概要

- (1) 国際拠点港湾の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）は、港湾運営会社（港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第43条の11第12項に規定する港湾運営会社。以下同じ。）の指定を行う前に港湾管理者が当該地方公共団体の区域を管轄する都道府県警察本部（以下「警察本部」という。）に対し、原則として、全ての申請者の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取を行う。また、意見聴取を受けた警察本部は、暴力団排除条項該当性の有無について、当該港湾管理者に回答する。
- (2) 前記意見聴取に対して、警察本部から「暴力団排除条項に該当する」旨の回答があった場合であって、当該申請者が是正措置を講じなければ港湾管理者は当該申請者を港湾運営会社に指定しないものとする。
- (3) 港湾管理者は、申請時に申請者から「暴力団排除条項に該当しないことを誓約する書面」の提出を受ける。
- (4) 港湾管理者は、港湾運営会社の指定後、法第43条の13第1項に基づく運営計画の変更認可の申請又は同条第5項に基づく役員の変更届出時において意見聴取するとき、あるいは港湾運営会社が暴力団排除条項に該当する疑いがあり、法第43条の19第1項第1号に基づき指定を取り消そうとするときは、警察本部に対し、当該港湾運営会社の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取する。また、当該意見聴取に対し、警察本部から暴力団排除条項に該当する旨の回答があった場合であって、当該港湾運営会社が是正措置を講じなければ、当該港湾運営会社の指定を取り消すなどの措置を講じる。
- (5) 警察本部は、港湾管理者の意見聴取に対する回答のほか、港湾運営会社に暴力団排除条項に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、港湾管理者が適切な措置をとることが必要であると認めたときは、港湾管理者に対しその旨の意見を述べる。また、港湾管理者は、当該意見が述べられた場合にも、当該港湾運

営会社が是正措置を講じなければ、指定を取り消すなどの措置を講じる。

3 具体的な運用要領

(1) 申請者を指定する前の意見聴取等

ア 警察本部に対する意見聴取

港湾管理者が行う暴力団排除条項該当性の意見聴取は、当該港湾管理者の港湾運営会社の指定を担当する課長（以下「指定担当課長」という。）が、当該地方公共団体の区域を管轄する警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）宛に行う。

イ 意見聴取の対象

意見聴取の対象となる者は、全ての申請者（港湾管理者において、明らかに暴力団排除条項に該当する又は該当しないと判断できる場合を除く。）とし、それぞれの者について、別紙1の「意見聴取の対象」欄に示す者を意見聴取の対象とする。

ウ 意見聴取に必要な事項及びその確認

意見聴取に必要な事項は、別紙1の「意見聴取に必要な事項」欄に示すとおりとし、申請時に別紙2の様式に準じた書面及び意見聴取対象者の氏名等を電磁的に記録した電磁的記録媒体等を、申請者から提出を受けるとともに、併せて別紙1の「確認のための書面」の提出を受け、意見聴取に必要な事項の確認を行う。

なお、別紙2に示す様式については、様式例であるので、意見聴取に必要な事項が記載できるものであれば、特にその様式を問うものではない。

また、意見聴取に必要な事項を提出させるにあたっては、取得した個人情報を暴力団排除条項等の欠格事由の審査のため、必要な範囲内において利用し又は提供する旨を明確にしておく。

エ 意見聴取の時期及び方法

意見聴取は、申請後速やかに、別紙3の記載例に準じた様式の書面及び電磁的記録媒体により行う。

オ 警察本部からの回答

港湾管理者から意見聴取を受けた警察本部は、必要な調査を実施し、暴力団排除条項該当性の有無について、特別な事情のない限り、30日以内に別紙4及び別紙5の記載例に準じた様式の書面により当該港湾管理者に回答する。

なお、港湾管理者は、前記回答に要する期間に留意の上、港湾運営会社の指定の時期を設定する。

(2) 暴力団排除条項に該当しないことを誓約する書面

港湾管理者は、申請時に申請者から「暴力団排除条項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）」の提出を受ける。

なお、誓約書については、暴力団排除条項に関する事項だけを誓約させるものである必要はなく、他に誓約させるべき事項があれば、それらの事項と併せて誓約させてもよい。

例えば、暴力団排除条項を含む、欠格事由に該当しないことを誓約させる場合などがある。

(3) 港湾運営会社を指定した後の意見聴取等

港湾運営会社の指定後、法第43条の13第1項に基づく運営計画の変更認可の申請又は同条第5項に基づく役員の変更届出時において意見聴取するとき、あるいは港湾運営会社が暴力団排除条項に該当する疑いがあり、法第43条の19第1項第1号に基づき指定を取り消そうとするときは、3(1)に準じ意見聴取を行うものとする。

(4) 港湾管理者に適切な措置をとることが必要と認めたとときの意見陳述

警察本部は、港湾運営会社の指定後において、港湾運営会社に暴力団排除条項に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、港湾管理者が適切な措置をとることが必要であると認めたとときは、別紙6の記載例に準じた様式の書面により当該港湾管理者に対し、その旨の意見を述べる。

(5) 警察本部からの回答等に対する港湾管理者の措置

警察本部から、申請者又は港湾運営会社が暴力団排除条項に該当する旨の回答又は前記の意見陳述があった場合にあつて、申請者又は港湾運営会社が是正措置を講じなければ、港湾管理者は当該申請者を港湾運営会社に指定しない又は指定を取り消すなどの措置を講じる。

(6) 電磁的記録媒体の作成要領

意見聴取に必要な電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（フロッピーディスク等）に以下の要領で記録する。

ア 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。

イ 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。

ウ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。

エ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。

オ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別の間を半角の「カンマ（,）」で区切る。

カ 記録例

昭和38年7月14日生まれの港湾太郎（男性）について意見聴取する場合は、
【 コウケンヲウ, 港湾口太郎, S, 38, 07, 14, M 】
と記録する。

4 警察本部との緊密な連携

港湾管理者は、警察本部との緊密な連携により、港湾運営会社からの暴力団等排除の徹底を図る。

5 その他

暴力団排除条項の運用については、原則として本運用要領によるものとするが、個々の状況により、本運用要領によりがたいときは、関係機関と協議の上、その状況に応じた適切な運用を図るものとする。

別紙1

意見聴取に必要な事項及び確認のための書面一覧表

	意見聴取の対象	意見聴取に必要な事項	確認のための書面
申請者	① 申請者	・ 商号又は名称、代表者氏名 ・ 本店の所在地	・ 登記事項証明書 ^(※1)
	② ①の役員	・ 氏名、生年月日、性別、住所、役職名	・ 住民票の写し等 ^(※2) ・ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面（戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本）

※1 「登記事項証明書」とは、履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

※2 「住民票の写し等」とは、住民票の写し、対象が外国人の場合で外国人登録をしている場合の登録原票記載事項証明書の写し又はこれに代わる書面（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）

平成 年 月 日

国際拠点港湾の港湾管理者 あて

(郵便番号)

申請者 住 所

電話番号 () ー

商 号
又は名称

代表者氏名

㊟

申請者等確認書

この書面の記載事項は、事実に相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、港湾運営会社からの暴力団等排除に関する欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面とともに第4面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

1 申請者

フリガナ	本店の所在地
商号又は名称	代表者の氏名

2 役員

フリガナ	生年月日 (性別)	住所
氏名	役職名又は名称	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付して下さい。

3 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提出書類一覧表		チェック
1 住民票の写し（外国人の場合は登録原票記載事項証明書の写し）※1		
申請者の役員		
2 登記事項証明書 ※2		
申請者		
3 戸籍抄本 ※3		
申請者の役員		
4 未成年者登記簿の謄本 ※4		
申請者の役員		
5 誓約書		
申請者		

- ※1 登録原票記載事項証明書の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、住民票の写し及び登録原票記載事項証明書の写しはいずれも発行後3ヶ月以内のものを提出して下さい。
- ※2 登記事項証明書は、発行後3ヶ月以内のものを提出して下さい。
- ※3 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみなされている場合（民法第753条）に提出して下さい。
- ※4 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合を除く。）に提出して下さい。

暴力団対策主管課長 あて

指定担当課長 印

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見聴取について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、下記のとおり意見を聴取します。

記

1. 意見聴取の対象とする申請者の名称

- (1) 株式会社〇〇〇
- (2) △△△株式会社
- (3) 株式会社□□□

(注) 当該申請者に係る照会対象者の氏名等については、別紙のとおり。

2. 意見を聴取する事項

合意書2(2)に該当する事由の有無

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- ③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

別紙3 (続紙)

(フリガナ) 商号又は名称			代表者氏名	
本店の所在地				
(フリガナ) 役員等の氏名	役 職	生 年 月 日	住	所

※ 記載しきれないときは、適宜用紙を追加して記載して下さい。

指定担当課長 あて

暴力団対策主管課長

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」(以下「合意書」という。)に基づき、平成 年 月 日付け 第 号により意見を求められた件について、下記のとおり回答します。

記

1. 意見の対象とする申請者の名称
 - (1) 株式会社〇〇〇
(該当する事由) 合意書 2(2) に該当
 - (2) △△△株式会社
(該当する事由) 合意書 2(2) に該当
 - (3) 株式会社□□□
該当なし

指定担当課長 あて

暴力団対策主管課長

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、平成 年 月 日付け 第 号により意見を求められた件について、下記のとおり回答します。

なお、申請者（株式会社□□□）については調査の上、後日、回答します。

記

1. 意見の対象とする申請者の名称

(1) 株式会社○○○
（該当する事由）合意書2(2) に該当

(2) △△△株式会社
該当なし

指定担当課長 あて

暴力団対策主管課長

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」に基づく意見について

「港湾運営会社からの暴力団等排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、下記の港湾運営会社について、合意書2(2)に該当する事由が判明したので通知する。

記

1. 意見の対象とする港湾運営会社
名称 株式会社〇〇〇
住所 △△△
2. 合意書2(2)に該当する事由の有無に係る意見
(該当する事由) 合意書2(2) に該当